

日医発第 1925 号（健Ⅱ）
令和 7 年 2 月 13 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

笹本 洋一

【協力依頼】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る
請求額等の調査について

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務については、「【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱い」日医発第 1531 号（健Ⅱ）等でお示したところ
です。

今般、厚生労働省より、当該最終請求日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において予算上の対応の検討を行うに
当たり、本件の公費支援に係る今後の請求予定額等を速やかに把握する必要があること
から、管内医療機関・薬局に対しその調査を実施予定である旨の連絡がありました。

ただし、公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の最
終請求日については、かねてご事務のとおり、令和 7 年 1 月診療分での請求が必要とし
て、レセプト提出期限の令和 7 年 2 月 10 日厳守が求められております点をご留意くだ
さい。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び
関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和7年2月12日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

【ご協力依頼】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る
請求額等の調査について

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和6年度における請求事務については、「【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについて（令和6年12月5日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、令和7年2月10日を最終請求日とする旨の周知をお願いさせていただいたところです。

一方で、当該最終請求日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、各都道府県において予算上の対応の検討を行うに当たり、本件の公費支援に係る今後の請求予定額等を速やかに把握する必要があることから、管内医療機関・薬局に対しその調査を実施する予定です。

つきましては、各都道府県から当該調査の連絡がありましたら、ご協力いただきますよう、貴会会員へのご依頼方よろしくお願いいたします。